## 議案第20号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 条例の一部を改正する条例

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 (平成27年10月世田谷区条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (8) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第2項中「法別表第2第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「及び法別表第2第1欄に掲げる区の機関が、当該区の機関以外の 同表第3欄に掲げる区の機関に対し、同表第2欄に掲げる事務を処理するために必要 な同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表第3欄に掲げ る区の機関が当該特定個人情報を提供するとき」を削る。

## 附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)附則第1条本文の政令で定め る日から施行する。